

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(1)	網海共第1号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	雄武町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					のり漁業						
					もずく漁業						
					あさり漁業						
					えぞばかがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					ほっかいえび漁業						
(2)	網海共第2号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	興部町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					あさり漁業						
					えぞばかがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					なまこ漁業						
(3)	網海共第3号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					のり漁業						
					もずく漁業						
					えぞばかがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					なまこ漁業						
					ほっかいえび漁業						
(4)	網海共第4号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					のり漁業						
					もずく漁業						
					えぞばかがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					なまこ漁業						
					ほっかいえび漁業						
(5)	網海共第5号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					なまこ漁業						

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(6)	網海共第6号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	佐呂間町及び北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					なまこ漁業						
(7)	網海共第7号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	こんぶ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	網走市及び小清水町字浜小清水	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					もずく漁業						
					あさり漁業						
					えぞばかがい漁業						
					さらがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっきがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					ほっかいえび漁業						
					(8)						
のり漁業											
ふのり漁業											
もずく漁業											
えぞばかがい漁業											
さらがい漁業											
つぶ漁業											
ほっきがい漁業											
うに漁業											
えむし漁業											
なまこ漁業											
ほっかいえび漁業											
(9)	網海共第9号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業		いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	雄武町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
					ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
(10)	網海共第10号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	-	興部町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(11)	網海共第11号	紋別市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	-	紋別市	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ちか・いかなご地びき網漁業	7月1日から8月31日まで				
(12)	網海共第12号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	-	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで				
(13)	網海共第13号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	-	佐呂間町及び北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで				
(14)	網海共第14号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	-	網走市及び小清水町字浜小清水	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで				
(15)	網海共第15号	斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	いわし・ます・にしん小型定置網漁業	4月1日から7月31日まで	-	小清水町字止別及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
				第三種共同漁業	ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで				
(16)	網海共第16号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちゃくがい漁業	1月1日から12月31日まで	-	雄武町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					はたてがい漁業					
(17)	網海共第17号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちゃくがい漁業	1月1日から12月31日まで	-	興部町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					はたてがい漁業					
(18)	網海共第18号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	えぞきんちゃくがい漁業	1月1日から12月31日まで	-	紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					はたてがい漁業					

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(19)	網海共第19号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 えぞきんちゃくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(20)	網海共第20号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 えぞきんちゃくがい漁業 ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	佐呂間町及び北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(21)	網海共第21号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 えぞきんちゃくがい漁業 ほたてがい漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市及び小清水町字浜小清水	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(22)	網海共第22号	斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 えぞきんちゃくがい漁業 ほたてがい漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小清水町字止別及び斜里町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(23)	網海共第23号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(24)	網海共第24号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	興部町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(25)	網海共第25号	紋別市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	紋別市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(26)	網海共第26号	紋別郡湧別町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町曙町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子及び計呂地	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(27)	網海共第27号	北見市常呂町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	佐呂間町及び北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(28)	網海共第28号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市及び小清水町宇浜小清水	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(29)	網海共第29号	斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 そい・ほっけ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた・ちか刺し網漁業 いか・ほっけ・かれい底建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	小清水町字止別 及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは37メートル以下でなければならない。 イ 垣網の長さは、150メートル以下でなければならない。 ウ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。 エ 身網の高さ（網立）は、10メートル以下でなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(30)	網海共第30号	紋別郡雄武町及び興部町並びに紋別市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町、興部町 及び紋別市	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(31)	網海共第31号	紋別郡湧別町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(32)	網海共第32号	網走市、斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市、小清水町及び斜里町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(33)	網海共第33号	紋別郡雄武町及び興部町並びに紋別市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	雄武町、興部町 及び紋別市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(34)	網海共第34号	紋別郡湧別町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(35)	網海共第35号	網走市、斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	網走市、小清水町及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(36)	網海共第36号	紋別郡雄武町、興部町及び湧別町、紋別市、北見市常呂町、網走市並びに斜里郡小清水町及び斜里町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	雄武町、興部町、紋別市、湧別町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町、北見市常呂町、網走市、小清水町及び斜里町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(37)	網海共第37号	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 あさり漁業 つぶ漁業 はたてがいがい漁業 うに漁業 なまこ漁業 ほっかいえび漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(38)	網海共第38号	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業 かれい刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ちか・さより刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業 かれい氷下待網漁業 第三種共同漁業 ちか・きゅうりうお地びき網漁業	1月1日から12月31日まで 3月1日から12月31日まで 1月1日から4月30日まで 3月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 ただし、シロサケ及びカラフトマスについては、ちか・きゅうりうお・こまい小型定置網漁業を除く。 (2) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(39)	網海共第39号	網走市地先	別紙のとおり	第一種共同漁業 はたてがいがい漁業 かき漁業 つぶ漁業 ほっかいえび漁業 うに漁業 ほっきがいがい漁業 あさり漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	—	網走市字能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項	
(40)	網海共第40号	網走市地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	網走市能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 シロサケ、カラフトマス、ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					にしん刺し網漁業						
					ちか・きゅうりうお刺し網漁業						
					こまい刺し網漁業						
					かれい小型定置網漁業	1月1日から3月31日まで					
					かれい氷下待網漁業						
				ます小型定置網漁業	7月1日から8月31日まで			(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ケガニ、タラバガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ハナサキガニ及びアブラガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。			
(41)	雄海区第1号	紋別郡雄武町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	雄武町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(42)	興海区第1号	紋別郡興部町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	興部町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(43)	紋海区第1号	紋別市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	紋別市	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(44)	サロマ海区第1号	紋別郡湧別町、常呂郡佐呂間町及び北見市常呂町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、川西、信部内、緑蔭、登栄床、東、福島、芭露、上芭露、東芭露、西芭露、志撫子、計呂地、佐呂間町及び北見市常呂町	ほたてがい養殖業にあつては、設置する養殖施設は、15,000台以内でなければならない。(幹綱100メートルをもって1台とする。)	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
					かき養殖業						
					のり養殖業						
(45)	能海区第1号	網走市地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	網走市能取、平和、卯原内、二見ヶ岡、能取港町及び美岬	国又は地方公共団体の行う河川工事に對し、正当な理由がなければこれを拒んではならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

網走海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類 (漁業の名称)		漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(46)	網海区第1号	網走市及び斜里郡小清水町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	網走市及び小清水町字浜小清水	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(47)	斜海区第1号	斜里郡斜里町地先	別紙のとおり	第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和10年8月31日まで	団体漁業権	斜里郡斜里町	(1) 区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2) 養殖施設は、定置網漁業の漁場の区域から500メートル以上離して設置しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件) 新規漁業権

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし